

人権尊重の3視点

(生徒指導の3機能)

自己存在感を持たせる支援

自分の考えを書いたり話したりして、みんなの前に示しましょう。

共感的関係を育成する支援

友達の発言のよさに気付き、互いの考えを交流し、互いのよさについて学び合きましょう。

自己選択・決定の場の設定

自分の考えを持ち、互いの考えの交流を通して、まとめては自己選択・決定をしましょう。



「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点を取り入れ、人権教育の指導方法を工夫しましょう。

協力的な学習	自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習
参加的な学習	学習の課題の発見や学習の内容の選択等を含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本要素とする学習
体験的な学習	具体的な活動・体験を通して問題を発見し、解決法を探究するなど生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習

人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面と技能的側面は、児童生徒が自ら主体的に、他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付きます。

人権の「授業づくり」のすすめかた vol.2

～12年間の系統的な人権教育のポイント～

本資料は、令和4年3月に学校教育における人権教育調査研究協力者会議から出された「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料(令和4年3月改訂)～」の内容を踏まえ、小・中・高の12年間の人権問題の学習を系統的に捉え、校内における人権教育を推進するためのポイントを示すものです。

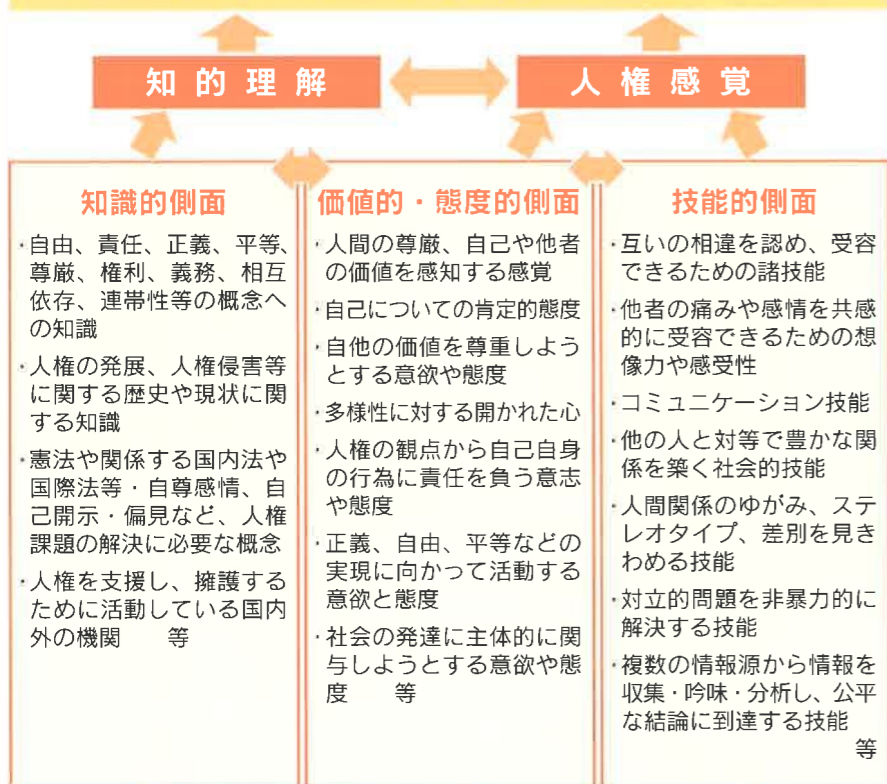


IV. 人権の授業づくり

人権教育を通じて育てたい**資質・能力**を明確に！

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

～自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度～



隠れたカリキュラム

人権が尊重され、安心して過ごせる場として、学校生活全体において人権が尊重されるような環境(学校や学級の雰囲気)は、「隠れたカリキュラム」として児童生徒の人権感覚の育成の面で重要です。

V. 点検・評価

○授業改善の視点を取り入れ、教職員相互の評価や、児童生徒のアンケートの分析も有効です。

○児童生徒が自らの学習を評価することは、人権教育に対する意欲・関心、達成感の状況を把握する上で有意義です。全体的な結果を学級で共有することにより、児童生徒相互の共通認識を図ることも可能です。

○学校全体の組織的な取組として、次年度の計画の見直しや指導の改善につなげましょう。

ポイント！ 点検・評価の視点

- 教職員における人権教育の目標の理解
- 学校全体としての取組の進捗
- 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- 学校・学年としての指導の継続性の確保
- 学校全体としての組織の体制の構築
- 家庭・地域との連携の強化
*家庭・地域に対する説明・情報提供、連携推進の体制整備

大分県教育庁
人権教育・部落差別解消推進課
〒870-8503
大分市府内町3丁目10番1号
TEL (097) 506-5554
FAX (097) 506-1799

I. 実態把握

○児童生徒のこと、家庭、地域社会の実態を適切に把握しましょう。

○アンケート等により集団の実態を捉え、関わりを通して個々を捉えましょう。
昨年度の人権教育の実践を見直し、指導の改善を行いましょ。

○既習事項や、他校種での学びを確認しましょう。

社会に開かれた教育課程の実現を！



各教科等と関連した人権教育のねらい

各教科等の目標の達成を第一義

人権教育についての目標も達成

確かな学力 + 人権意識
生きる力

II. 全体計画の作成

○「日本国憲法」や「部落差別解消推進法」をはじめ人権関係の法令等を踏まえましょう。

○学校として取り組む教育目標(めざす児童・生徒像)を確立しましょう。

○人権教育の方針を立て、取り組む課題を明確にし、「目標」をたてましょう。

○目標を達成するために、各教科等の教育活動毎に重点目標をたてましょう。

○発達段階に応じた到達目標をたてましょう。

○教職員の人権意識を高め、効果的な指導方法等を工夫改善するための研修を行いましょ。



III. 年間指導計画の作成

○発達段階に応じ、全学年を見通して系統的に指導できるよう、学習内容や単元の配列、実施時期、授業時数等を明確にした年間指導計画にしましょう。

人権教育にもICT活用の視点を！

- ・インターネットを使って調べ学習をする。
- ・ICT端末を活用し、個々の意見をクラス内で共有し、他者の意見も踏まえ、自分の考えを深める。
- ・遠方にいる外部講師や関係施設とインターネットを通じて交流する。 など

ポイント！

情報モラル教育とも関連させ、児童生徒がインターネットを通じた人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにしましょう。

カリキュラム・マネジメントの推進

教科等横断的な視点は、人権教育においては特に重要！

各教科等(国語や社会、外国語など)や特別の教科道徳、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて人権教育を進めましょ。



指導計画 (部落問題学習編)

児童生徒の発達段階や学習状況により、つけたい資質・能力を「人権感覚」と「知的理解」の側面で捉え、小・中・高の系統性を考慮し、学習の計画を立てる必要がある。また、児童生徒や地域の実態を踏まえた上で、各校に応じた学習内容を選択する。

自分の人権を守り、他者の人権を守るための「人権課題の解決に向かう実践力」の向上

人権教育の目標とは・・・ 一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動にあらわれるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

【小学校】基礎をつくる

※他教科等との関連 (例)

学校における人権教育は、各教科や特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなる。その際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要である。

※支援や留意点 (低学年・中学年)

小学校低学年及び中学年では、高学年になってからの部落問題学習につながるように、『被差別の立場に置かれた人の気持ちを考える』ことができる力を付ける。

特に、『仲間はずれ』や『決めつけた見方』をキーワードに『排除の差別に対する意識』を高めておく。

このような力は、いじめの解決やよりよい人間関係づくりの基盤となる。



※支援や留意点 (高学年)

住むところや家柄による差別があったことを学習し、それまでの学習の上に、歴史的背景を関連させて、より具体的に部落問題についての理解を深める。



【中学校】実践力を育む

※支援や留意点及び他教科等との関連 (例)

【道徳】

- ・思いやりの心を持って人と接し、人間愛の精神を深める。
- ・自分の考えや意見を相手に伝え、個性や立場を尊重し、多種多様な物の見方や考え方を理解する。
- ・法や決まりの意義を理解し、進んで守り、自他の権利を大切に守る。
- ・正義と公正さを重んじ、差別や偏見のない社会の実現に努める。

【社会】

- ・個人の尊厳と人間の尊重の意義、自由・権利と責任・義務との関係を正しく認識する。
- ・日本国憲法が基本的人権の尊重を基本的原則としていることを理解する。

【特別活動】

- ・道徳教育の重点等を踏まえ、自主的・実践的な活動となるよう配慮する。

【高等学校】実践力を高める

※支援や留意点及び他教科等との関連 (例)

【公民：公共】

- ・人間は、相互に尊重されるべき存在で、対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合える社会的な存在であることなどを通して、自らの価値観を形成するとともに他者の価値観を尊重することができる存在であることを理解する。

【公民：倫理】

- ・人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、他者とともによりよく生きる自己の生き方についてより深く思索する力を養う。

【公民：政治経済】

- ・政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事情を通して理解を深める。

【特別活動】

- ・道徳教育の重点等を踏まえ、自主的・実践的な活動となるよう配慮する。

小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 高1 高2 高3

※学習の順番を示した配列ではありません。人権感覚・知的理解のバランスに配慮し実施してください。

人権感覚

人権感覚とは・・・

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。

知的理解

知的理解とは・・・

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識や技能のことである。

【決めつけた見方】
決めつけや偏見のおかしさに気づき、一方的な見方をなくしていこうとする。
例：『わたたかびん』

【仲間はずれ】
相手によって対応を変えることのおかしさをとらえ、誰に対しても公平に接しようとする。
例：『ほくのだけどうしてけるの』

【排除の差別に対する意識】
相手の痛みを感知するとともに、人間関係のゆがみなどを見抜くことができる。
例：『ざるにはざるを』

【公平に接しようとする態度】
事実を確かめ、決めつけた見方をしないようにする。
例：『クレヨンはぬすんだのじゃねえ』

【事実を確かめ、公平に接する】
事実を確かめずに決めつけた見方をすることの不合理さをとらえ、誰に対しても公平に接しようとする。
例：『おれはかきをとってないぞ』

【うわさや迷信】
迷信に振り回されず、真実を見つめる事の大切さを理解する。
例：『木曾の小太郎』

【住むところによる差別】
住むところによる決めつけた見方をすることの不合理さを理解する。
例：『ふみ切り向こう』

【身分制度】
身分制度により、厳しい作法があったことを知り、差別の不合理さを理解する。
例：『菜の花』『牛のかたきうち』

【技術と連帯】
被差別の立場に置かれた人々のもつ優れた技術と連帯の強さを理解する。
例：『やぶれたたいこ』

【差別に立ち向かった人々】
歴史的背景を知り、差別に立ち向かった人々の願いを理解する。
例：『洗染一揆を闘った人々』

【うわさや差別の広がり】
不確かな情報に惑わされると、人を傷つけ、差別につながることを理解する。
例：『あの子 (絵本)』

【差別へつながる不合理さ】
生活の貧しさや学校へ行くことの困難さが、いじめや差別へつながることの不合理さを理解する。
例：『クレヨンはぬすんだのじゃねえ』

【教育を受ける権利】
教科書を無償にする運動について学び、子どもにも教育を受けさせたいという親の願いを理解する。

【キヨメとケガレ】
「ケガレ」意識と「キヨメ」意識や被差別部落の人々の優れた技術などについて学習し、身の回りにおける差別意識への認識を高める。

【江戸時代の身分制度】
被差別部落の歴史や社会背景、時代背景を身分制度や「解体新書」「洗染一揆」などから、正しく理解する。

【解放令の意味】
「解放令 (賤称廃止令)」が社会や被差別の立場に置かれた人々に及ぼした影響を理解する。

【郷土の部落史】
「浅黄半襟架け拒否逃散一揆」「別府のケ浜事件」などから、差別の強制に対して、立ち向かった人々の願いを理解する。

【差別に立ち向かう】
「水平社宣言」などから、社会背景や時代背景をつかみ、差別からの解放を求めた人々の正当性を理解する。

【インターネット上の人権侵害】
ネット上の人権侵害 (部落差別など) について学び、偏見や誤った情報が掲載されていることの理不尽さを理解する。

【身の回りの差別1】
身の回りにおける迷信から差別をつくり出す構造について捉え、その矛盾を理解し、正しい判断ができる力を身に付ける。

【身の回りの差別2】
身の回りにおけるさまざまな差別から、差別をつくり出す構造について捉え、その矛盾を理解し、正しい判断ができる力を身に付ける。

【インターネット上の部落差別】
ネット上の部落差別について、被差別部落の人々に対する差別意識や偏見、誤った情報が掲載されていることの理不尽さを理解する。

【結婚差別】
被差別部落出身というだけで結婚を反対されることの不合理性や、差別を「する方」も「される方」も両方を不幸にすることを理解する。

【部落史 (明治・大正)】
「水平社宣言」など差別解消に向けた取組の歴史を知り、現在も残る問題と関連させて考え、人為的差別の構造を理解する。

【就職差別】
「統一応募用紙」の歴史や、「言わない・書かない」取組など就職選考等での人権侵害をなくす取組を理解し、問題解決のための実践力を身に付ける。

【部落差別解消推進法】
現在もなお部落差別が存在し、その解消のために学習が必要であることを理解する。

【部落史 (中世～江戸)】
被差別部落の歴史や社会背景・時代背景を正しく理解する。

※「例」は、基本的に「おおいたの部落問題学習」に掲載されている教材です。